

議案第7号

斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：安全安心課】

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和8年政令第10号）が、令和8年4月1日から施行されることに伴い、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

(1) 補償基礎額表（別表の改正規定）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,900円→13,340円 (440円増)	13,700円→14,170円 (470円増)	14,500円→15,000円 (500円増)
分団長及び副分団長	11,300円→11,670円 (370円増)	12,100円→12,500円 (400円増)	12,900円→13,340円 (440円増)
部長、班長及び団員	9,700円→10,000円 (300円増)	10,500円→10,840円 (340円増)	11,300円→11,670円 (370円増)

(2) 扶養親族に係る補償基礎額の加算額（第5条第2項第3号の改正規定）

区分		配偶者	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	60歳以上の父母及び祖父母	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	重度心身障害者
令和7年度	加算額 (日額)	100円	383円	217円			
令和8年度	加算額 (日額)	<u>廃止</u>	<u>433円</u>	217円			

2. 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日から施行します。

(2) 適用区分

改正後の斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例によることとします。